

福島県もったいない50の実践

福島県循環型社会形成に関する条例に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に「福島県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

本計画のキーワードとして、日本人の伝統的な心として引き継がれてきた「もったいない」を活用し、「もったいない運動」の支援を掲げるとともに、県民一人ひとりが自発的な活動を起こす動機付けとして「もったいない50の実践」を例示しました。

「もったいない50の実践」は、県民から353件の提案の中から50項目を選定したものです。ここに掲げられていない項目についても施策推進の中で必要に応じて活用することとしています。

なお、これらは実践を強制するものではなく「もったいない」の意識の醸成を図るとともに、一人ひとりが自発的な行動を起こす動機付けとして例示するものです。

水

- 水道を出しっぱなしにしないようにしましょう。 1
- 油や生ごみは排水に流さないようにしましょう。 2
- 洗剤は適量を使用しましょう。 3
- お風呂の水は洗濯などに利用しましょう。 4
- 台所では水切りネットを使用しましょう。 5
- 米のとぎ汁は、庭木や花壇にまいて肥料として利用しましょう。 6

自然

- 身近なところに花や木を植えましょう。 7
- 行楽でのごみは持ち帰りましょう。 8

電気・燃料

- 使わない部屋の照明は消しましょう。 9
- 休み時間の照明は消しましょう。 10
- コンセントを抜き待機電力を減らしましょう。 11
- 見ていないテレビは消しましょう。 12
- 夏のクールビズ、冬のウォームビズに努めましょう。 13
- 冷暖房機器は適正な温度に設定しましょう。 14

自動車

- 近い場所には車でなく、徒歩や自転車でいきましょう。 15
- 燃費のよい車に乗りましょう。 16
- マイカー移動でなく公共交通機関を利用しましょう。 17
- アイドリングストップに努めましょう。 18
- 車の相乗りに努めましょう。 19
- 車の定期的な点検・整備を行いましょう。 20

衣服

- 古着をリフォームして使いましょう。 21
- 不要になった衣服は譲り合いましょう。 22
- 衣服を生地にしてリサイクルしましょう。 23

紙

- 紙は両面を使用し無駄に使わないようにしましょう。 24
- 紙はリサイクルしましょう。 25

ごみ	できるだけごみを出さないように努めましょう。	26
	ごみの分別は徹底的に行いましょう。	27
	生ごみを堆肥化してリサイクルしましょう。	28
	ごみのポイ捨てはやめましょう。	29
食品	料理は食べられる量だけ作りましょう。	30
	食べ残しをしないようにしましょう。	31
	料理方法を工夫して、材料を無駄なく使い切りましょう。	32
	ばら売りや量り売りを利用しましょう。	33
食器等	使い捨てのコップ、皿はなるべく使わないようにしましょう。	34
	できるだけ「マイはし」を使いましょう。	35
容器包装	過剰包装を断りましょう。	36
	飲み物はペットボトルより水筒を利用しましょう。	37
	マイバッグ(買い物袋)を持参して、レジ袋を断りましょう。	38
	リターナル瓶を利用しましょう。	39
買い物	フリーマーケットを活用しましょう。	40
	洗剤やシャンプーなどは詰め替え品を買きましょう。	41
	エコマーク等の環境にやさしい商品を買きましょう。	42
	買い物は必要なものだけ買しましょう。	43
製造・販売・分別	リサイクルしやすい製品づくりに心がけましょう	44
	過剰包装はやめましょう。	45
全般	捨てる前にもう一度考えましょう。	46
	壊れたものは、できるだけ修理して使いましょう。	47
	手作りを楽しみながらリサイクルしましょう。	48
	できる限り地元でできたものを利用しましょう。	49
	先人の知恵や技を学びましょう。	50